

給付金のお知らせ

図 つくばみらい市給付金特設コールセンター
☎0120 - 35 - 9029 ※通話無料

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却に向けた一時的な措置として、給付金を支給します。8月上旬から、各給付金の対象となる方に通知書を順次発送します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



■定額減税補足給付金(調整給付)

令和6年度の税制改正において、市・県民税の定額減税が決定されました。住民税所得割・所得税納税者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方に、差額を1万円単位で給付します。



定額減税について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

▶対象：令和6年度個人住民税が課税されている方のうち、納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回ると見込まれる方

※令和5年の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

▶給付額：下記の①＋②の合計額を1万円単位に切り上げた額

(例) 1万円<①＋②≤2万円 → 給付額は2万円

※令和6年分所得税額などが確定した後、給付額に不足がある場合には追加で給付します。

① 所得税分 控除不足額 ※①<0の場合は0	=	定額減税可能額 3万円×減税対象人数(本人+扶養親族数)	—	令和6年分推計所得税額(減税前) = 令和5年分所得税額(実績) ※令和6年分所得税額は令和6年中に確定しないため、前年の令和5年分所得税額から推計します。
② 個人住民税分 控除不足額 ※②<0の場合は0	=	定額減税可能額 1万円×減税対象人数(本人+扶養親族数)	—	令和6年度分個人住民税額(減税前)

■低所得者支援

▶対象：令和6年度に個人住民税の所得割が新たに非課税(定額減税適用前)となった世帯および住民税均等割のみの課税者で構成される世帯
※令和5年度に支給された世帯は対象外となります。

▶給付額：10万円/世帯

※対象世帯のうち、18歳以下の児童を養育する世帯には、児童1人あたり5万円を追加で給付します。

令和5年度 情報公開・個人情報保護の実施状況

図 伊奈庁舎総務課(内線2105)

本市では、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の推進を図るため、情報公開制度を設けています。

また、基本的人権を守るため、本市が保有している個人情報を保護するとともに、自己の個人情報を開示することを保障する個人情報保護制度を設けています。

この2つの制度の運用について、令和5年度の実施状況を公表します。

※個人情報の開示請求について、教育委員会など市長以外の実施機関に対する開示請求はありませんでした。

1. 情報公開の開示請求・公開の状況

実施機関	開示請求件数	処理状況				審査請求
		全部公開	部分公開	非公開	取り下げ	
市長	3	0	2	1	0	0
教育委員会	5	1	4	0	0	0

2. 個人情報の開示請求・公開の状況

実施機関	開示請求件数	処理状況				審査請求
		全部開示	部分開示	不開示	取り下げ	
市長	4	4	0	0	0	0